

# 第3次中期事業計画

## I 計画策定の趣旨

景気は緩やかに回復に向かう兆しが見られますが、雇用延長等による新規入会会員の減少、会員の高齢化、慢性化する財政不安などシルバー人材センター事業をとりまく環境は依然として厳しい状況であり、先行きの見えない状況となっています。

このような状況のなか、当センターでは、地域の担い手として貢献するため、理事会・理事会専門委員会が中心となり、会員の就業ニーズ、地域の要請に応えることのできる組織体制の強化に努めてまいりましたが、会員の拡大、就業率の向上は遅々として進まず、さらなる基盤強化が求められています。

こうしたことから、直面する課題に柔軟に対応していくため、もう一度「自主・自立、共働・共助」という事業理念の原点に立ち返り、今後5年間に於いて当センターが目指すべき目標を新たに設定し、その目標を達成するための具体的な行動計画を掲げ、事業展開の指針とします。

## II 計画期間

平成26年度～平成30年度の5年間とする。

## III 基本方針

### 1 会員拡大

平成30年度末500名を目標に、役員、普及啓発委員会、広報委員会、会員、事務局が力を合わせ、事業の周知を図り、会員拡大を目指します。また、就業機会の提供だけでなく、地域の高齢者の方々に交流の場を提供し、魅力あるセンターをつくりたい。そのためには、普及啓発委員会と広報委員会が中心となり、会員の就業、親睦、技能研修などの様子を広く独自の媒体及び公共のメディアでPRすることにより、イメージアップを図り、会員の拡大につなげます。

特に、活力あるセンターづくりには女性会員の協力が不可欠であることを認識し、女性にとっても魅力のあるセンターづくりに取り組みます。

### 2 就業拡大

事業の発展には、会員の方々の就業機会の確保が不可欠です。そのために、これまでも増して、地域社会へ事業の内容を広くPRするとともに、お客様のニーズを把握し、会員へ技能付与の機会を提供し、就業拡大につなげます。また、請負形式・派遣形式というように就業形態が多様化するなか、会員の就業ニーズに応じた就業機会の提供ができるよう、理事、就業開拓委員会、事務局が一丸となって開拓を進めます。

### 3 安全適正就業

会員の健康と安全就業の徹底は最優先課題ですが、全国的に就業中や就業途上での事故が後を絶ちません。事故を予防するためには、会員一人ひとりが絶えず安全と自己の健康に関心を持ち、安全かつ健康な日々を送れるよう努力することが大切です。安全適正就業委員会が中心となり安全基準の確認と見直しをすすめ、安全就業の推進と「安全第一」の意識啓発に取り組みます。

#### 具体的目標値

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
会員数（人）	400	410	430	460	500
内男性（人）	272	275	284	331	325
比率	68%	67%	66%	65%	65%
内女性（人）	128	135	146	161	175
比率	32%	33%	34%	35%	35%
粗入会率	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
就業率（派遣事業を含む）	89.5%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
契約金額（千円）	130,000	132,000	133,500	136,700	140,000
配分金（千円） （派遣事業賃金を含む）	115,000	117,300	119,000	122,000	125,000
事務費（千円） （派遣事業手数料を含む）	9,200	9,384	9,520	9,760	10,000

## V 目標達成のための取り組み

### 1 会員拡大のための取り組み

#### (1) 女性の集まりやすいセンターづくり

会員の拡大には、女性会員の底上げが必要です。そのために、女性が集まりやすい仕組みを作ります。当センターが独自に実施する講座に女性が関心のある講座を企画し、その場を女性会員の意見を聞くための場にします。

また、女性の声を事業に反映する場として、女性会員連絡会（仮称）を設置し、女性の視点を取り入れた事業を展開します。

#### (2) シルバー事業の周知

##### ① シルバー事業のイメージアップ

イメージアップのためには、センターが就業する場にとどまるのではなく、元気で意欲の高い会員が種々の活動を通し、地域に貢献していることを知っていただくことが重要です。そのためには、普及啓発委員会が中心となりイベント（シルバーサロン

やボランティア活動など)を企画・運営し、センターの社会活動を地域の方々に伝えます。

## ② シルバー人材センターのPR

シルバー人材センター事業が高年齢者等の雇用に関する法律によって国からの支援を受けている事業であること、また平成24年4月に公益社団法人として認められた団体であることを広くアピールします。そのことにより、地域の方がたに安心してセンターをご利用いただけること、会員も安全に活動できることを広報委員会が中心となり、「シルバーだより」やホームページ、市の広報などのメディアを利用し事業の周知を図ります。

## (3) 技能付与の機会提供

### ①シニアワークプログラムの提供

高齢者が関心を持つ分野について、石川県シルバー人材センター連合会と連携したシニアワークプログラムを企画し、会員以外の地域の高齢者の方たちにも学びの機会を提供することにより高齢者を就業に結び付け、新規入会につなげます。

### ② 独自講座の提供

就業に必要な技能を習得するための講座等を企画し、会員以外の地域の高齢者の方たちに会員と一緒に学ぶ機会を提供し、地域高齢者の就業意欲を高め新規入会につなげます。

## (4) 入会者説明会と相談会の充実

### ①団塊の世代の入会促進のための臨時説明会の開催

65歳継続雇用期間の終了を迎える団塊の世代に対し、事業の理念と仕組みを伝える機会を新たに設け、センターが生涯現役で社会に貢献できる場であることを理解していただき、新規入会促進を図る。そのために、従来の入会者説明会に加え、夜間あるいは休日に入会者説明会と相談会を開催し、退職前の高齢者の方たちがセンターを知る機会を提供し、会員拡大を図ります。

### ②地域での出張説明会の開催

地域に密着したセンターを目指すためには、地域に潜在している会員予備軍の入会促進が不可欠です。そのために、地域に出向き事業の理念と仕組みを伝える出張説明会を開催し、会員拡大を図ります。

## 2 就業開拓のための取り組み

### (1) 役職員による定期的な就業開拓

役員、就業開拓委員会、事務局が協力し、定期的な事業所訪問を実施し、継続受注と新規受注につなげます。特に、就業形態が請負・派遣・職業紹介と多様化していることから、お客様にはセンターの適切な利用方法が分かりにくくなっている現状を踏まえ、役職員が率先して事業内容を説明し、就業につなげます。

## (2) 会員の口コミによる宣伝

会員一人ひとりが、センターの運営を担っている存在であることを再認識し、地域に潜在している受注を掘り起こします。

## (3) 会員登用による就業機会の拡大

受注が見込まれ会員の就業意欲が高い業務については、就業前教育及びフォローアップ教育を実施するため、技能・専門分野での経験を持つ会員を登用し、会員のスムーズな就業および後継者の育成を図ります。

## (4) 独自事業の充実

お客様からの発注を待つだけではなく、地域のニーズにあった事業を開拓していくことも就業機会の拡大にとって重要です。平成21年度から事業を開始した剪定枝葉有効活用事業は、事業補助が終了した現在も、地域の方々のご要望に応え、年々販売実績を伸ばしています。今後は、この剪定枝葉有効活用事業に続く独自事業を開拓し、会員の就業機会を拡大します。

## (5) ワークシェアリングの推進

就業機会の公平性を高めるため、また臨時的・短期的就業という就業形態の遵守という観点から、ローテーション就業を推進します。そのためには、お客様のご理解が不可欠であり、役職員が中心となって、就業開拓訪問時に制度の説明をすることで協力していただけるよう努力します。

また、特定業務について、就業会員の定期的な交代を徹底し、公平な就業機会の提供を図ります。

## (6) 各種団体との連携

地域に密着したセンターを目指すためには、地域の他の団体等との連携が必要です。行政・町会等にシセンターが提供できるサービスの情報を提供し、地域に潜在する困りごとに対応する事によって就業拡大を目指します。このことは、単に就業機会の確保にとどまるものではなく、地域に貢献するというシルバー人材センターの理念に合致するものであり、事業の周知にもつながると考えます。

## (7) 就業ニーズに応えるための就業相談の実施

会員の様々な就業ニーズや会員の技能・特技を把握し、新たな分野での就業拡大の可能性を見つけるため、また、多様化している就業形態に会員の就業ニーズをマッチングさせ就業に結びつけるために随時就業相談を実施します。

## (8) アンケート調査の実施

お客様にアンケート調査を行い、センターについての認知度と受注に結びつく仕事の有無を把握し、新規就業開拓につなげます。

### 3 安全就業のための取り組み

会員の安全就業の徹底と健康は最優先課題ですが、全国的に就業中や就業途上での事故が増加の傾向にあります。事故を予防するため、会員一人ひとりが絶えず安全と自己の健康に関心を持ち、安全かつ健康な日々を送れるよう努力するとともに、安全適正就業委員会が中心となって「安全第一」の意識啓発を行います。

#### (1) 定期的な安全パトロールの実施

##### ① 定期的な安全パトロールの実施

安全適正就業委員会による定期的な安全パトロールを行い、就業中における安全意識を喚起します。

##### ② 事故分析による再発防止

安全パトロールでの指摘事項や発生した事故について、安全適正就業委員会が中心となって状況分析し、再発を防止します。

#### (2) 安全就業基準の見直し

全国的に事故が増えています。当センターにおいても事故の件数は増える傾向にあります。事故を未然に防ぐために、今一度安全適正就業委員会が中心となって、会員が就業する際の安全基準について見直しを行います。

#### (3) シルバーだより等による安全就業意識の啓発

全国で起きた事故の情報や当センターでの事故の状況について、シルバーだより等で会員へ周知し、事故を予防します。

#### (4) 安全講習会の開催

##### ① 安全意識の啓発

会員一人ひとりが安全意識を高められるよう、また発生した事故の分析結果に基づき、必要な安全講習会を開催し、「安全は全てに優先する」の意識啓発を行います。

##### ② 運転技術の維持・向上

運転業務中の事故を防止するため、ドライビングドッグ等を利用し、運転技術の維持・向上に努めます。

#### (5) 健康管理の意識啓発

##### ① 健康診断の奨励

健康に関する意識を啓発するため、会員に定期的な健康診断を奨励します。

##### ② 健康講座の開催

会員一人ひとりが、元気に就業が続けられるよう、健康講座を開催し、健康に関する知識を提供します。

## (6) 県連合会との協力

県連合会主催の安全就業研修会に積極的に参加し、そこで学んだ全国の事故情報や安全対策方法を会員に周知し、事故を予防します。

## VI計画の進捗管理について

この計画の実施にあたっては、毎事業年度ごとに達成度合いを確認し、社会情勢等の影響、あるいはセンター固有の事情等により大幅な変更が必要となった場合、理事会において目標値の再検討・修正を行い進捗管理します。